

世帯全員が住民税非課税となった世帯に臨時給付金が支給されます



市民生活部社会福祉課
☎22-1340

◆令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金とは

臨時特別給付金を下記の「対象となる方」に給付するものです。

◆対象となる方は

6月1日において市内に住所を有している、次のいずれかに該当する世帯。

(1) 世帯全員の令和4年度「住民税が非課税」の世帯

※該当すると見込まれる世帯には、6月下旬から順次確認書を送付しています。

※世帯員に住民税課税者がいない場合であっても、令和4年1月2日以降に転入者がいるまたは未申告者がいる世帯には確認書は送付されません。次の手続きをした上で、申請書を市に提出していただく必要があります。

① 転入者がいる場合

令和4年1月1日に住民登録していた市区町村で令和4年度非課税証明書を取得し、申請書とともに市に提出

② 未申告者がいる場合

令和4年度分住民税申告を行い、非課税であれば申請書を市に提出

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

※住民税非課税相当とは
任意の1か月収入×1.2倍が住民税非課税水準以下であること

《参考》非課税相当限度額早見表 ※給与収入の場合

| 扶養している親族の状況 | 非課税相当限度額 (所得額ベース) | 非課税限度額 (収入額ベース) |
|-------------------------|----------------------|--------------------|
| 単身又は扶養親族がない場合 | 38.0万円 | 93.0万円 |
| 配偶者又は扶養親族のうち1名を扶養している場合 | 82.8万円 | 137.8万円 |
| 配偶者又は扶養親族のうち2名を扶養している場合 | 110.8万円 | 168.0万円 |
| 配偶者又は扶養親族のうち3名を扶養している場合 | 138.8万円 | 209.7万円 |
| 配偶者又は扶養親族のうち4名を扶養している場合 | 166.8万円 | 249.7万円 |
| 障がい者、寡婦、ひとり親未成年の場合 | 135.0万円 | 2,043,999円 |

◆次の世帯は支給対象となりません

(1) 令和3年度に本給付金（10万円）を受給した世帯

※令和3年度または令和4年度で1世帯1回のみを受給となります。

※転入世帯で転入前市区町村から受給した世帯についても対象外となります。

(2) 住民税が課税されている人の扶養親族等のみで構成する世帯

【例】親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親（非課税）の世帯など

◆給付金額は 1世帯あたり 10万円

◆申請期限は

- (1) 住民税非課税世帯 令和4年9月30日
- (2) 家計急変世帯 令和4年9月30日

◆申請に必要なものは

- ◇確認書または申請書（請求書）
 - ◇本人（代理人）を確認できる書類の写し
 - ◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- (2)「家計急変世帯」は、次の書類も必要です。
- ◇簡易な収入（所得）見込額の申立書
 - ◇任意の1か月の収入または令和4年中の収入の見込額の状況が確認できる書類の写し

※令和3年度分の未申請世帯について

世帯員に転入者や未申告者がいる世帯は、市で世帯員全員の所得を把握することができないため、令和3年度住民税申告を行っていただき、世帯員全員が「令和3年度住民税が非課税」であれば、申請により受給することができます。

世帯員全員が「令和3年度住民税が非課税」に該当すると思われる場合は、社会福祉課または最寄りの総合支所へご相談ください。

◇令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請期限 令和4年9月30日

◆申告など税金に関する問い合わせ先
総務部税務課 ☎22-1121